

2025 年度（令和 7 年度）

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣・寄附講座開設事業）

寄附講座開設事業

＝ 案件募集型募集要項＝



一般財団法人 海外産業人材育成協会

The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

はじめに

一般財団法人海外産業人材育成協会（The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships、略称 AOTS）は、主に開発途上国の産業人材を対象とした人材育成事業を通じて、民間企業の協力を得て技術協力を推進し、日本と海外諸国との相互の経済発展に貢献するとともに友好関係の増進にも寄与することを目的に活動しております。

AOTS では、国庫補助事業である技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣・寄附講座開設事業）の一環として、日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化及び日本企業・現地日系企業の外国人材獲得を支援するため、日本企業や現地日系企業等の協力により、開発途上国または日本の大学等における講座（特別講座）の開設並びにその受講生へのインターンシップ（就業体験）の提供を通じた産業人材を育成するプログラムとして寄附講座開設事業を実施します。

この募集要項は、「寄附講座（講座及びインターンシップ）」の実施を希望する日本企業や現地日系企業等より申請を募り、その申請された計画に従って実施する寄附講座開設事業についてご案内するものです。

本寄附講座開設事業を通じて開発途上国への人を介した技術移転と産業人材の育成支援を更に推進して参ります。多くの日本企業や現地日系企業等の皆様にご活用頂ければ幸いです。

2025 年 4 月

一般財団法人 海外産業人材育成協会

1. 概要

1) 募集要件等

事業目的
日本政府の ODA 予算からの国庫補助金の適用を受けて、開発途上国の高等教育機関(現地大学等)で学ぶ学生等または日本の高等教育機関(大学等)で学ぶ開発途上国からの留学生を対象に寄附講座を実施する事業です。 熾烈な国際競争に晒され、地球環境との調和・負荷低減や SDGs 等社会的課題解決への貢献も求められる企業の事業活動や産業の存続、成長・発展及び開発の要となる技術分野やビジネス分野に関する講座を、日本企業・現地日系企業からの視点・技術等を活用して設置し、これにより、現地大学等の人材育成の質の向上に資するとともに、その大学及び日本の大学等で学ぶ学生がその講座の受講と任意で実施するインターンシップへの参加を通じて日本企業・現地日系企業で求められる知識・技術を習得し、日本企業・現地日系企業への就職意欲を高め、就職につなげることで、日本企業・現地日系企業の事業活動の円滑化及び当該国との協力関係の深化に貢献することを目的としています。
募集内容
寄附講座の開設の対象となる開発途上国または日本の大学等の教育機関の学生等（日本の場合は開発途上国からの留学生）を採用する計画があり、本事業による寄附講座の実施を希望する日本の企業・団体・大学又は開発途上国の現地日系企業等（以下「申請法人」という）を募集します。
申請法人の業務内容
申請法人には、以下の業務を主体的に実施して頂きます。 ・ 講座開設校と協力、調整し、寄附講座の科目設計並びに日程など、寄附講座開設に必要な手続きを行う。 ・ 申請法人が求める知識や能力等のニーズに沿った寄附講座のカリキュラムを作成し、講座の講師選定／依頼、シラバス・教材作成等を行う。 ・ 寄附講座における講座での指導効果を高めるものとして AOTS が特に認めたときは、資機材を調達し、当該調達資機材の適切な使用、維持に係る管理を行う。 ・ 講座の実施に際して、講義等時間帯の設定、講座を受講する学生の募集、講座を受講する学生の出欠管理の要請等に関する講座開設校との調整を行う。 ・ 寄附講座の実施及びその運営方法について講座開設校と適宜調整を行い、滞りなく遂行できるよう支援する。 ・ 講座の受講生から選抜した学生に対するインターンシップを企画・実施することができる。申請法人はインターンシップの実施に際し、自らこれを実施することが適切でない場合には、事業上の関係企業の協力を得て実施することができるものとし、関係企業の協力を得てインターンシップを行う際には、インターンシップ受入企業と協議の上、時期や人数、期間、内容、指導責任者等を決定する。 ・ インターンシップを実施する場合は、インターン生に対するインターンシップ計画の事前説明及び安全衛生管理上の適切な措置を行う。 ・ 寄附講座開設期間中における事業進捗状況の報告並びに事業報告書の作成及び経費実績を報告し、精算する。 ・ その他寄附講座の実施・運営に必要とする事項を行う。

申請法人の要件	
開発途上国または日本の大学等の教育機関の学生等（日本の場合は開発途上国からの留学生）を対象に、産業人材育成に資する活動及び高度外国人材の獲得に取り組む以下の要件を満たす日本企業・現地日系企業等とします。 (a) 日本で法人格を有する企業・団体・大学で企業については日本資本が 50%超であること。または、これらの企業・団体又は日本人（日本に国籍を有する者）からの出資が 50%超である現地日系法人や駐在員事務所であること。^(注1) ※複数の法人がコンソーシアム形式を取り、そのうちの一つの法人が代表となり申請することも可能とします。 (b) 寄附講座の開設の対象となる講座開設校の学生等（日本の場合は開発途上国からの留学生）を採用する計画を有すること。^(注2) ※日本企業・現地日系企業での採用計画に在留資格「技術・人文知識・国際業務」の職種を含むことを目安とする。 (c) 寄附講座の実施・管理及び経費負担能力を有すること。 (d) 必要に応じて寄附講座実施国・地域において、寄附講座の準備と実施を補佐する企業・団体を手配できること。	
寄附講座の要件	
構成・概要	講座開設校と協力し、講座とインターンシップを実施します。インターンシップの実施については、任意としますので、申請法人の必要性に応じてご判断下さい。受講生の就職意欲を喚起し、日本企業・現地日系企業への就職に結びつくように留意して下さい。 ・ 講座 構成：対象校等で行う講義、ゼミナール、演習、実習・実験、研究等 回数：90 分程度/授業を 5 回以上（計 450 分程度以上を目安） 受講生数：5 名以上 ・ インターンシップ（任意） 概要：講座の受講学生の一部又は全てを対象に、申請法人またはその関係企業において就業体験ができるように計画して下さい。 日数：最低 2 日以上

寄附講座の内容 (注3)	日本企業もしくは現地日系企業が採用時に外国人材に求める知識や技術の獲得及び能力等の向上に貢献し、かつ学生の日本企業・現地日系企業への就職に繋がるよう、以下の講座内容であることとします。 1. 企業活動に直接関連する要となる技術分野及びその習得上必要となる技術等に関する内容 (例) 自動化、AI、IoT、ロボット、情報セキュリティ、ビッグデータ処理、次世代自動車関連、メカトロニクス、デジタル製造技術、カーボンリサイクル、クリーンエネルギー、光・量子技術、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料 ※その他分野の事業活動や産業発展の要となる専門技術 2. 開発途上国・地域の産業発展に寄与する技術移転に資する事業のための採用に関連した内容 (例) 5S、カイゼン、マーケティング、プロジェクトデザイン、その他企業経営に関連する分野の管理手法等※対象となる具体的な分野等についてはご相談下さい。 上記1または2のほか、日本企業・現地日系企業への就職を促進する内容を含めることもできます。 (例) 企業及び製品の紹介、日本企業・現地日系企業に就職する優位性（キャリア開発、待遇上の利点）、就労後のコミュニケーションのための語学 なお、上記1または2の技術講座は全体時間の半分以上を占めることとします。
実施国	開発途上国・地域^(注4) または日本
講座開設対象	寄附講座の開設の対象となる開発途上国または日本の大学等は、以下3点の要件を満たす高等教育機関^(注5) とします。 ・開発途上国・地域において、もしくは、日本国内で開発途上国からの留学生に対して、上記の技術分野に関連する教育^(注6) に取り組んでいる学校・教育機関 ・原則として「短期大学士（英語：Associate Degree）」以上の学位もしくは「準学士号（Foundation Degree）」以上の称号を付与する教育課程を設置・運営する学校・教育機関および職業訓練機関^(注7) ・日本企業・現地日系企業において活躍し得ると期待される人材を輩出する学校・教育機関
受講生資格	受講生は以下の要件を満たす必要があります。 (a) 寄附講座開設対象の現地校等に在籍している学生（既卒者含む）または日本国内の大学等に在籍する開発途上国からの留学生 ※既卒者を受講生の一部に含めることも可能です（講座開始日において原則 30 歳以下の者）。 (b) 開発途上国・地域の国籍を有する者 (c) 原則として、18 歳以上の者 (d) 軍籍に属さない者
講座の指導方法	・講座の担当講師は、外部有識者・専門家や申請法人・事業上の関係企業の職員及び寄附講座開設校等の教職員等とする。また、講師が通訳を使用して講座を実施することも可能とする。 ・講座は、原則として当該開設校等内で行われる講義・演習とするが、必要に応じて校外施設での実施や企業等における実習や実験等を含んでも良い。 ・講座は、インターネットを介し ICT ツールとデジタルデバイスを活用してリモートで指導するオンライン授業により実施することも可能とする。

インターン シップ (任意実施)	・ 現地日系企業又は日本企業での実践的な就業体験を通じ、日本企業が持つ優れた技術やノウハウを学び、日本の文化・生活や先進的な社会インフラ、職場環境等を実際に目にすることで、学生の日本企業・現地日系企業への就職に繋がる内容であること。^(注8) ・ インターンシップ受入企業は、申請法人である日本企業・現地日系企業の他、資本、取引又は技術提携等の事業上の関係を有する関連企業とすることができる。但し、事前に承認された企業に限る。 ・ インターンシップ受入企業において、指導担当者の配置や生活面の支援、インターンシップ実施に必要な備品・装具等の手配、インターン生の理解できる言語で就業体験ができるよう通訳を手配するなど、十分な管理・受入体制を整えること。 ・ インターン生の受入先が寄附講座実施国以外の場合は、申請法人はインターン生の入国及び滞在のために必要となる査証取得等の必要な手続きを行うとともに、インターンシップの実施、インターン生の待遇等について受入先国の法令及びAOTSの基準に従うこと。 ・ インターネットを介し ICT ツールとデジタルデバイスを活用し、リモートで実践的なプログラムを提供することにより、オンラインで実施することも可能とする。
---------------------------------	---

講師
講座の担当講師は、寄附講座実施国の講師（現地講師）のほか、日本など寄附講座実施国以外の国の講師（国外講師）のいずれの場合も経費補助の対象となります。なお、<u>現地講師や国外講師が、講座開設校に赴かずに、リモートでオンライン授業を行う場合も経費補助の対象になります。</u>講師が講座指導を行う経費に対する補助の要件は以下のとおりです。
(a) 企業活動に直接関連する要となる技術分野等に関する内容の指導に当たる講師に関しては、当該指導分野での業務経験が、原則として3年以上であること。 (b) 現地講師または国外講師が複数名で同一の講座において指導にあたる際には、その妥当性と必要性を AOTS が認める場合において、その複数名の講師に係る経費を補助対象とする。 (c) その他、講座のカリキュラム設計や科目内容の調整等に際し学識者や専門家等に助言やアドバイスを依頼する等、特に AOTS が講座開設上の必要性や依頼目的上の妥当性があり適任と認める人物を主任講師とすることができる。
申請法人の経費負担
経費負担の詳細は 2) 経費参照

注 1: 現地日系企業等には、その所在国において事業収入を得ることが認められていない事業拠点であっても、当該国において雇用の権利、権限を有する場合は、本事業への申請は可能です。
 なお、所在国の外資規制等により外資比率が 50% 以上の企業の参入が禁止されている業種や地域の現地日系企業については、日本企業または日本人からの出資がその上限いっぱいの出資比率を占め、主に日本関連の製品やサービスを取り扱っている場合には、申請法人として認められる場合があります。

注 2: 資本関係を有する企業グループ内のいずれかの企業において採用を計画している企業、他社への人材派遣・人材紹介を行う企業、会員企業による採用を目的に講座開設を希望する団体、顧客からの要望に応じて人材育成を行う企業・団体、採用を計画している地域の企業等の人材確保に貢献するため講座開設を希望する大学等による申請も可能です。詳細はお問い合わせ下さい。

注 3: 講座の内容は、兵器武器の製造等明かに軍事目的に関するものである場合は利用できません。

注 4: 開発途上国・地域とは、開発途上国〔経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) が定める ODA 対象国・地域〕。但し、中国は除く。

注 5: 特定の複数の現地大学等を講座開設対象とすることも可能です。

注 6: 寄附講座として行おうとする講座の主テーマ・内容に係る基礎的または周辺の分野を含む教育であっても構いません。

注 7: 職業訓練機関を講座開設対象に設定する場合はご相談ください。

注 8: インターンシップは申請法人（の所在国）で行うのが基本ですが、合理的な事由がある場合及び特別な事情がある場合で AOTS が認めた場合には、第三国にてインターンシップを実施できるものとします。

2) 寄附講座開設経費

本寄附講座の実施に当たり、AOTS 基準により政府開発援助 (ODA) 資金による国庫補助金が適用されます。

補助対象経費
寄附講座開設費 1. 講座実施費 (1) 主任講師謝金 (2) 講師技術料 (3) 教材費 a. 教科書教材費 b. 遠隔教材外注費 (※) (4) 講師通訳等旅費 (5) 通訳費 (6) 施設等借上費 (7) 資機材費 (8) 遠隔機材調達・環境等整備費 (※) (9) 講座実施諸費 (10) 国内講座受講者旅費 2. インターンシップ実施費 (1) インターン生旅費 a. 現地インターンシップ参加者旅費 b. 国外インターンシップ参加者旅費 (2) 通訳費 (3) 遠隔教材外注費 (※) (4) 遠隔機材調達・環境等整備費 (※) (5) インターンシップ実施諸費 3. 遠隔指導導入支援費 (※) 4. 開設校協力謝金 5. 講座運営管理旅費 6. 委託・外注費 注) (※)の経費は、オンライン指導を行う講座及びインターンシップにのみ適用されます。
補助及び経費負担 (分担金)
補助対象経費として認められる寄附講座開設費 (精算額) の 3 分の 2 に国庫補助金が適用されます。申請法人には寄附講座開設費 (精算額) の 3 分の 1 と、付帯する事務経費相当額として寄附講座開設費 (精算額) の 10% をご負担いただきます。 ご負担頂く金額を「分担金」と称します。なお、経費の精算時には、補助対象経費 (精算額) から申請法人にご負担いただく分担金を差し引いた額をお支払いします。
(例) 補助対象となる寄附講座開設費 (精算額) が 300 万円 (補助額 200 万円) の場合、申請法人のご負担額 (分担金の額) は、130 万円になります。 $300 \text{ 万円} \times 1/3 + 300 \text{ 万円} \times 10\% = 100 \text{ 万円} + 30 \text{ 万円} = 130 \text{ 万円}$ 経費精算時は、 $300 \text{ 万円} - 130 \text{ 万円} = 170 \text{ 万円}$ を申請法人へお支払いいたします。

3) 寄附講座開設時期：

原則として 2026 年 3 月 13 日までの間に講座及びインターンシップともに実施・完了が必要です。なお、寄附講座の開設の対象となる開発途上国の現地大学等のアカデミック・カレンダー等の関係で、2026 年 4 月 1 日以降 (以下「翌年度」という) も継続して計画することを妨げるものではありませんが、翌年度分に関する国庫補助金の適用等については未定です。

* 複数年度計画の寄附講座の場合は別途ご相談下さい。

2. 申込方法

お申し込みをご希望の場合は、以下「提出先」記載の電話番号または e-mail にて、お知らせ下さい。

提出書類
【提出書類】 寄附講座実施申請書一式（所定様式） 【添付書類】 （Ⅰ）会社案内 （Ⅱ）会社経歴書 *申請法人の沿革が記載された文書 （Ⅲ）登記簿謄本（写） （Ⅳ）財務諸表（決算書）（写） *直近 1 年分。AOTS 制度初利用企業は直近 3 年分を提出。 （Ⅴ）納税証明書 *必要に応じて提出を求めることがあります。 ※（Ⅰ）から（Ⅳ）は、初めて本制度を利用する場合の申請法人にご提出頂きます。 ※申請書に記載されている個人情報に関して、AOTS は自らが定める個人情報保護方針に基づき適切な管理、保護を行います。
募集期間
随時応募を受け付けます。 ※予算に限りがあるので早めにご応募下さい。予算の執行状況に鑑み、途中で応募受付が終了となる場合がございます。応募受付が終了となった際には AOTS ホームページにてご案内いたします。 ※予算に余裕がある場合は応募受付を継続します。
提出先
一般財団法人 海外産業人材育成協会 企業連携部 寄附講座グループ E-Mail : indus-acad-collab-pg@aots.jp 〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1 電話 : 03-3888-8238 FAX : 03-3888-8428

※ AOTS の個人情報保護方針について：詳細は当協会ホームページに公開しています。本文書にご記入の個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し保護の徹底に努めます。また、寄附講座に係る事務手続き並びに当協会からの各種ご案内等に使用します。

<https://www.aots.jp/privacy-policy/>

3. 寄附講座実施の流れ

実施申請書類の提出と審査
≫≫「寄附講座実施申請書」(AOTS 書式)を、提出して下さい。AOTS による内容確認の上、外部の有識者等による審査に諮ります。
審査
≫≫審査委員会への諮問結果を受けて、本年度の本事業として実施する寄附講座案件を決定し、実施が採択された申請法人へ承認通知書を送付します。 なお、評価基準は、以下の通りです。 ① ODA による寄附講座としての妥当性 ② 寄附講座実施の必要性及び目的・目標（講座受講生の採用計画・活用方針 等）の明確性 ③ 寄附講座開設国の妥当性 ④ 講座・インターンシップの実施計画の妥当性・有効性 ⑤ 講座の内容・方法の妥当性 日本企業もしくは現地日系企業が採用時に外国人材に求める開発途上国・地域の産業発展に寄与する知識や技術の獲得及び能力等の向上に貢献し、かつ学生の日本企業・現地日系企業への就職に繋がる内容・方法であるか。
講座の実施に向けての準備・調整
承認通知書を受けた申請法人には、速やかに講座開設校との最終調整・確認を進め、実施準備を行って頂きます。 なお、講座開設校との最終調整・確認の過程で、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「寄附講座実施計画変更申請書」(AOTS 書式)を提出して下さい。 ≫≫ 講座開設校との講座科目設計や実施日程等の最終調整及び講座開設に必要な手続き ≫≫ カリキュラム作成、講座の講師選定、シラバス作成 等 ≫≫ 講師・通訳及び講座会場等の手配 ≫≫ 受講生募集、選考 ≫≫ 教材や講座実施に必要な備品、資機材の準備・手配 ≫≫ 現地における講座実施体制の確認 等
インターンシップの実施に向けての準備・調整（インターンシップを実施する場合）
インターンシップを実施する場合は、速やかに実施準備を行って下さい。 なお、講座開設校及びインターンシップ受入企業との最終調整・準備の過程で、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「寄附講座実施計画変更申請書」(AOTS 書式)を提出して下さい。 ≫≫ インターンシップ受入企業とのインターン生選定基準、資格要件の調整・確認 ≫≫ インターンシップ受入企業とのインターンシップで行う業務内容・方針・計画（インターン生の役割・目標等）、日程等の調整・確認 ≫≫ インターンシップ実施体制（責任者・指導担当者の配置、PC、机・椅子、事務用品、作業服、インターネット環境等の手配 等）の整備・手配 ≫≫ インターン生への生活環境（滞在場所、移動手段、緊急時対応体制の構築、生活面の支援担当の配置など）の整備・手配

講座・インターンシップの実施・月別支出明細書の提出

主体的に、寄附講座案件を実施して頂きます。

なお、必要に応じて、AOTS 職員が実施状況等の確認のために訪問します。

≫ 承認を受けた内容及び AOTS の基準に則って実施

≫ 補助対象となる経費を発生月ごとに「実施経費月別支出明細書」（AOTS 書式）にまとめ、証憑等を添付の上、AOTS へ提出

完了報告及び精算払請求書と支払い

提出された「実施経費月別支出明細書」及び証憑等に基づき、寄附講座開設費を円貨金額により確定し、ご負担頂く分担金の額を差し引いて、AOTS よりお支払い致します。

なお、複数の法人がコンソーシアム形式を取る場合、AOTS より代表企業に対して精算を行います。

≫ 寄附講座終了後 1 ヶ月以内に寄附講座完了報告及び「寄附講座開設費精算払申請書」を提出

≫ 中間払いを希望する場合は「寄附講座開設費中間払申請書」を提出

<お問い合わせ先>

一般財団法人 海外産業人材育成協会

企業連携部 寄附講座グループ

E-Mail : indus-acad-collab-pg@aots.jp

〒120-8534 東京都足立区千住東 1-30-1

電話 : 03-3888-8238 FAX : 03-3888-8428